

はじめに



尼崎市では、男女共同参画の実現にむけ、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」の理念を具体化した行動計画として、平成 17 年に「尼崎市男女共同参画計画(第 1 次)」を、平成 24 年に「第 2 次尼崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んで参りました。

このたび、「第 2 次尼崎市男女共同参画計画」の計画期間満了に伴い、男女共同参画社会づくりの取組をさらに実効性のあるものとしていくため、第 2 次計画を引き継ぎ、男女共同参画推進施策等を計画的に実施していくための第 3 次計画を策定しました。

策定にあたっては、平成 27 年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律も踏まえ、尼崎市男女共同参画審議会に諮問するとともに、パブリック・コメントを実施し、より広く市民のみなさまのご意見をお聴きしました。

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらずすべての人にとって生きやすい社会の実現を目指すものですので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました尼崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、計画案にご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

尼崎市長 稲村 和美



目次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	男女共同参画施策の状況	2
5	市民意識の現状	5
II	計画の基本的な考え方	9
1	基本理念	9
2	基本目標	10
3	施策体系	13
III	施策の展開	14
1	男女の人権の尊重と暴力の根絶	14
(1)	男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援	14
(2)	国籍にとらわれない人権の尊重	16
(3)	性の多様性に配慮した人権の尊重	16
(4)	ひとり親家庭などの自立の支援	17
(5)	障害者・高齢者福祉における配慮	18
2	社会の制度・慣行等の見直し	19
(1)	学校等における男女共同参画の推進	19
(2)	社会全般における男女共同参画の推進	20
(3)	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	22
3	政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大	23
(1)	政策形成への女性の参画の促進	23
(2)	社会における女性のエンパワーメントの促進	24
(3)	防災・防犯等における男女共同参画の推進	24
4	ワーク・ライフ・バランスの確立	25
(1)	働く男女への支援と啓発	25
(2)	事業者への支援と啓発	26
(3)	女性の再就職・継続就労の支援	27





5	女性の生涯にわたる健康の確保	29
	(1) 女性の健康と権利	29
	(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) に関する意識の浸透	
	(2) 性差をふまえた女性の健康保持増進	29

IV

	計画の推進	31
1	計画の推進体制	31
2	進捗状況の点検	31
3	数値目標	31

V

	参考資料	34
1	第2次尼崎市男女共同参画計画の数値目標の達成状況	35
2	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	37
3	尼崎市男女共同参画審議会規則	42
4	尼崎市男女共同参画審議会委員名簿	43
5	尼崎市男女共同参画審議会開催経緯等	44
6	尼崎市と国内外の男女共同参画に関する動き	45
7	男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）	47





I 計画の策定にあたって



1 計画の目的

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられています。

本市においては、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているなど、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされる状況を勘案し、平成17年12月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59条)」を制定しました。

この条例の理念を具体化するため、平成19年4月に「尼崎市男女共同参画計画」(第1次)を、平成24年4月に「第2次尼崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を進めてきました。男女共同参画社会づくりの取組をさらに実効性のあるものとしていくため、第2次計画を引き継ぎ、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、「第3次尼崎市男女共同参画計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

- 本計画は、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第9条及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく計画です。
- 本計画は、「第2次尼崎市男女共同参画計画」(平成24～28年度)による取組の成果や課題を踏まえ、新たに策定する計画です。
- 本計画は、尼崎市のまちづくりにおいて「ありたいまち」を市民、事業者、行政で共有し実現するための計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、他の部門別計画や総合計画のアクションプランと位置付けられている「尼崎版総合戦略」とも整合を図ることとします。
- 本計画の基本目標3「政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大」、基本目標4「ワーク・ライフ・バランスの確立」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく、市町村推進計画に該当するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 男女共同参画施策の状況

尼崎市では、昭和49年に尼崎市立勤労婦人センターを設置するなど、勤労者のまちとして、早くから勤労女性の福祉増進に努めてきました。平成5年には女性施策の総合的、計画的推進を図るために「尼崎市女性行動計画」を策定するとともに、尼崎市立勤労婦人センターを尼崎市立女性・勤労婦人センター（愛称トレピエ）として再整備しました。

平成12年には男女共同参画社会基本法を踏まえ、「尼崎市女性行動計画」を改定し、「尼崎市男女共同参画プラン」（平成12～18年度）を策定しました。プランの推進にあたっては、市民代表等による「尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会」において推進状況の評価等を行うとともに、庁内組織である「尼崎市男女共同参画推進本部」において全庁的に施策を推進してきました。

さらに平成17年12月には、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

条例に基づき「尼崎市男女共同参画審議会」を設置するとともに、条例の理念を具体化した「尼崎市男女共同参画計画」（平成19～23年度）、「第2次尼崎市男女共同参画計画」（平成24～28年度）を策定し、さらに、平成24年4月には、「尼崎市配偶者等からの暴力（DV^{※1}）対策基本計画」（平成24～29年度）を策定し、DV防止・被害者支援に取り組んでまいりました。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力が含まれます。暴力の被害者は、多くの場合女性です。

国の動き

政府では、これまで男女共同参画社会への取組が進められ、昭和50年には総理府に婦人問題企画推進本部の設置、昭和52年には「国内行動計画」が策定されました。昭和60年には「男女雇用機会均法」が制定され、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年の平成12年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。

平成17年には「男女共同参画基本計画(第2次)」,平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、平成19年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成28年には、豊かで活力ある社会の実現を目的とし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律を基に地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主に義務づけられる一般事業主行動計画の策定によって、仕事における女性活躍が重点的に進められようとしています。また、同年に男性中心型労働慣行^{*2}等の変革と女性の活躍を柱に据えた「第4次男女共同参画計画」が策定されました。

男女共同参画基本計画(第4次)

4つの政策領域と12の個別分野

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

県の動き

兵庫県では、平成4年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置されました。平成13年に、「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」が策定され、さらに平成14年には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。「ひょうご男女共同参画プラン21」の具体的施策については、平成18年に「後期実施計画」が、平成23年に「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。平成28年には、第3次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定され、女性活躍推進法第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置付けられました。

「新ひょうご男女共同参画プラン21」の5本の柱

- 1 すべての女性の活躍
- 2 仕事と生活の両立支援
- 3 互いに支え合う家庭と地域
- 4 安心して生活できる環境の整備
- 5 次世代への継承

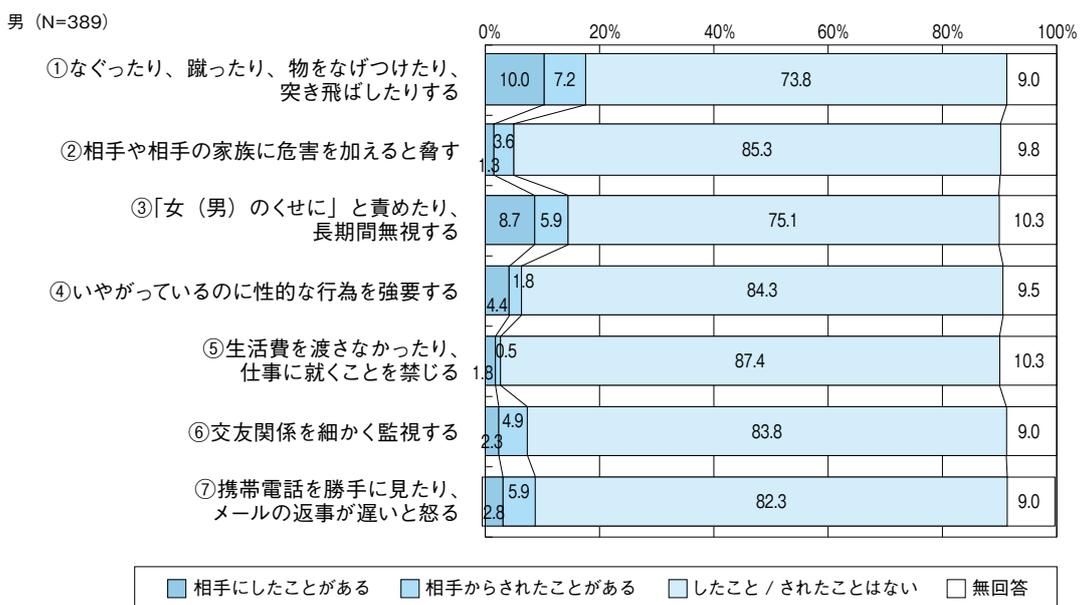
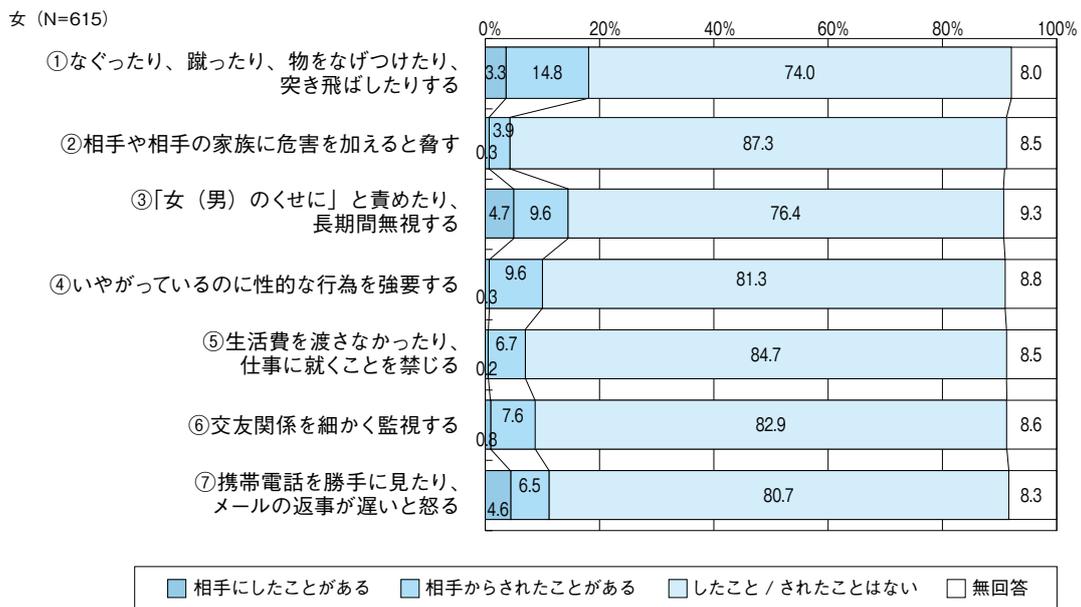
※2 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行



5 市民意識の現状

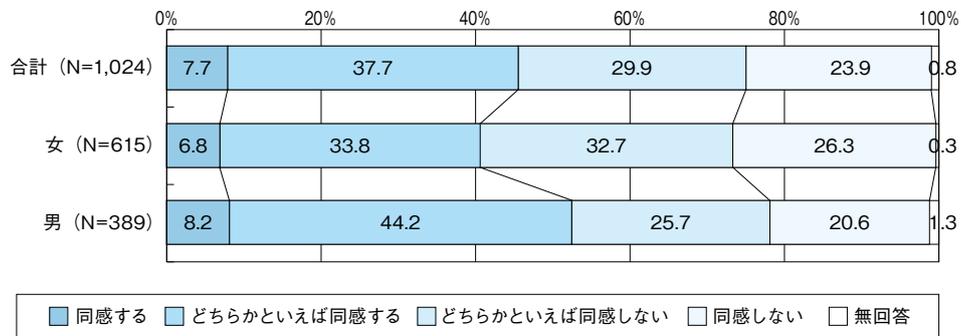
平成28年5月に実施した意識調査結果によると、配偶者や恋人などから、身体に対する暴行、脅迫、暴言や無視、性的行為の強要、経済的な暴力、交友関係の監視等社会的な暴力といった何らかの暴力について、「されたことがある」人は、女性で約4人に1人(26.8%)、男性で約6人に1人(16.5%)となっています。前回調査(平成23年)では、女性が36.5%、男性が18.0%であり、やや改善していますが依然として高い割合です。

図 DVの被害経験と加害経験



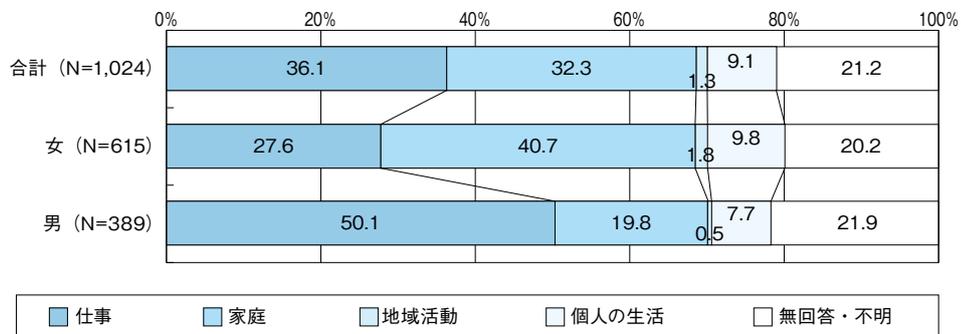
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対して、初めて不同意が同意を上回ったものの、ほぼ半数の市民が同意しており、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強い状況がうかがえます。性別にみると、男性の方が女性よりも同意している割合が高くなっています。

図 「男は仕事、女は家事・育児」への同意



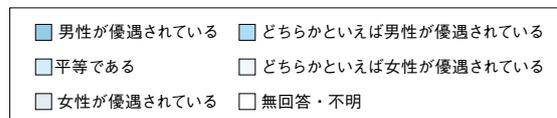
仕事、家庭生活、地域活動、個人の生活の優先度について、女性は「家庭」、男性は「仕事」の優先度が最も高くなっており、性別による固定的な役割分担の実態が伺えます。

図 仕事、家庭生活、地域活動、個人の生活の優先度

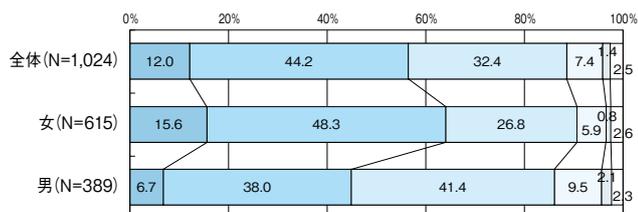


各分野の男女の平等感に関しては、特に「職場（賃金・昇進）」、「政治・経済」の分野で男性が優遇されていると感じる割合が高くなっています。また、男女で平等感に差があり、男性の方が優遇されていると感じる割合は女性の方が高くなっています。

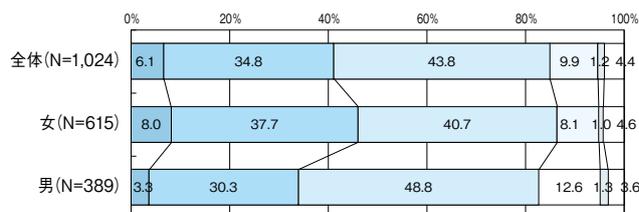
図 男女の平等感



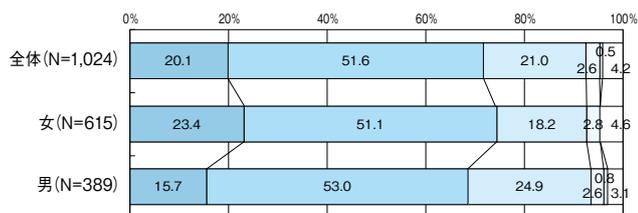
① 家庭生活



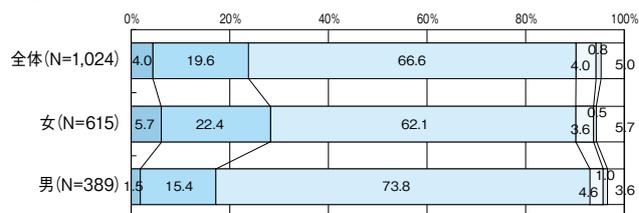
② 地域活動



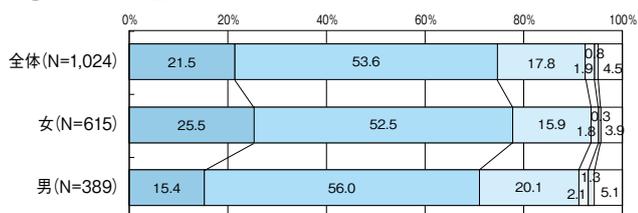
③ 社会通念やしきたり



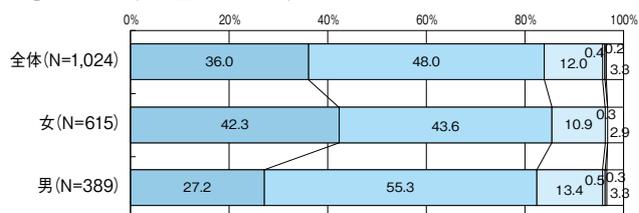
④ 学校（教育の場）



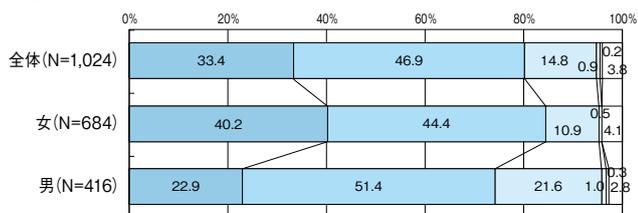
⑤ 就職・雇用



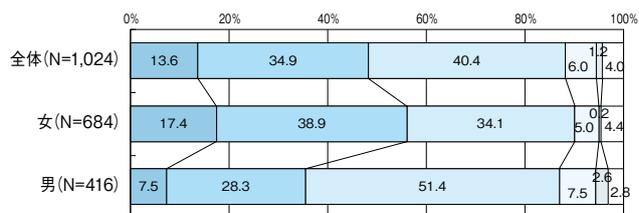
⑥ 職場（賃金・昇進）



⑦ 政治・経済の分野

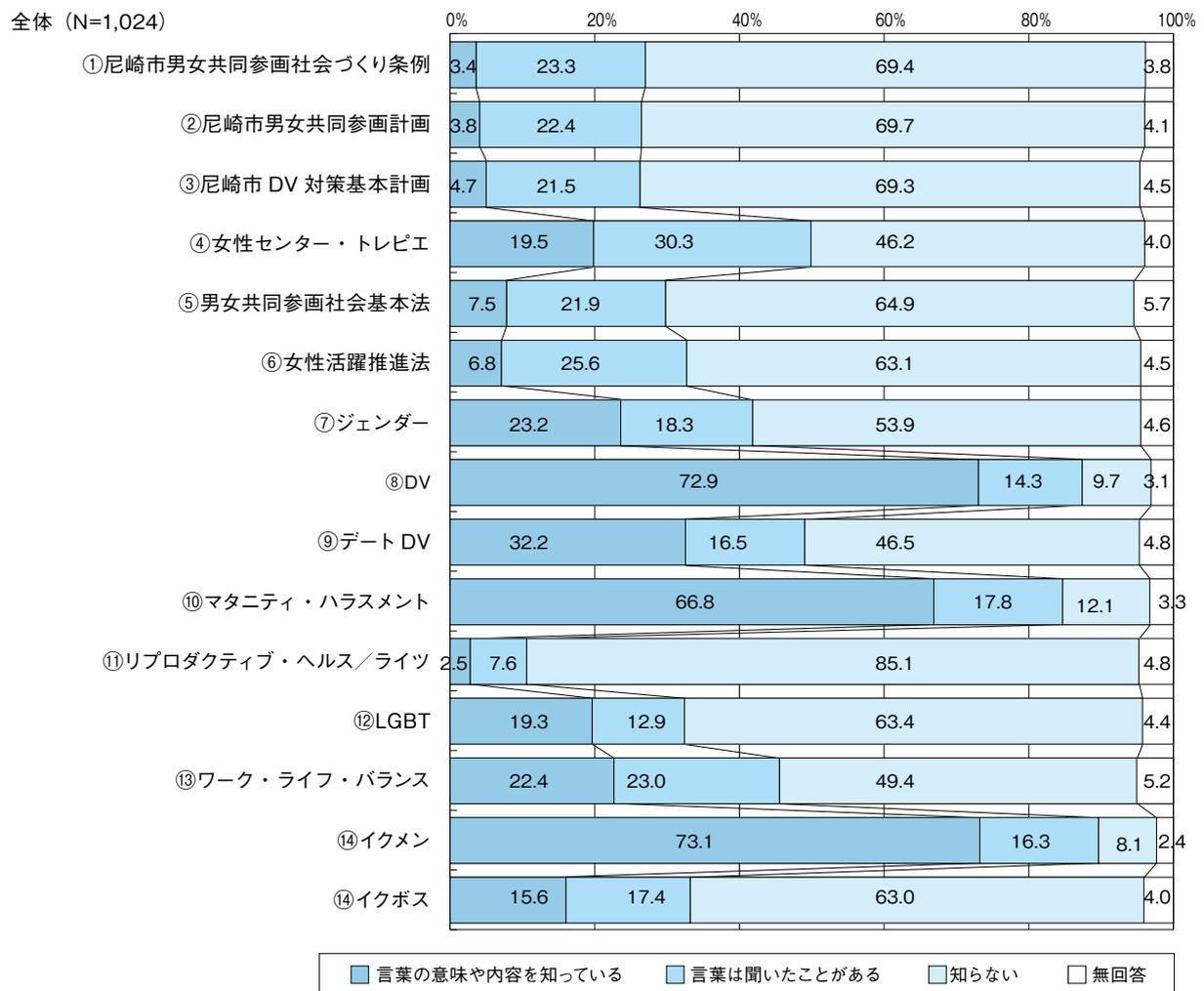


⑧ 法律や制度



男女共同参画に関連する言葉について、「DV」の認知度は8割を超えていますが、「デートDV」の認知度は約5割となっています。その重要性を考えると、全市民に届く周知に努める必要があります。一方で、「女性活躍推進法」「LGBT」の認知度は約3割となっており、今後ますます周知に努める必要があります。

図 男女共同参画に関する言葉の認知度



用語解説

用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別とは別に、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。
リプロダクティブ・ヘルス	人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態あること。
リプロダクティブ・ライツ	全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出生する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利のこと。また、リプロダクティブ・ヘルスを享受できる権利のこと。
LGBT	次の4つの英単語の頭文字を合わせた言葉のこと。 L レズビアン(女性同性愛者) G ゲイ(男性同性愛者) B バイセクシュアル(両性愛者) T トランスジェンダー(生まれた性別とは異なる性別を生きる/生きたいと望む人)
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。



Ⅱ 計画の基本的な考え方



1 基本理念

条例に掲げる7つの男女共同参画社会づくりにおける基本理念を、この計画の基本理念とします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭生活における活動と職域や学校、地域等での活動を両立して行うことができること。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

6 互いの性の尊重と健康な生活への配慮

男女が、互いの性を尊重し、その身体について理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

7 市民の参画と協働

市民一人ひとりが、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。



2 基本目標

1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女共同参画社会を実現するためには、性別を問わず、すべての人々が、様々な状況にある一人ひとりを大切にし、その人権を尊重することが不可欠です。

しかし、現実には、重大な人権侵害行為である配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」)は存在しており、被害の顕在化により、相談件数が増加傾向にあります。そして、DV被害者の多くは女性です。DVを許さない社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識や上下関係の意識、経済力の格差などの解消が求められ、若年層をはじめとした市民へのDV防止のための予防教育・啓発を強化し、被害者も加害者も作らない「暴力を容認しない意識の醸成」に努めます。そして、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うために、「尼崎市配偶者暴力相談支援センター」(以下「DVセンター」とする。)をはじめとする関係各課・関係機関が連携して取り組みます。

また、性別や国籍、障害の有無、家族の状況にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような生活環境を確保していく必要もあります。多文化共生の視点から外国籍の市民に対する支援を進めるとともに、性的マイノリティ^{※3}の人々についても人権侵害等が生じないよう啓発活動を行うなど社会における理解促進に努めます。さらに、ひとり親家庭や障害者、高齢者についても社会全体で支えていく考え方に立って、安心して充実した生活を送ることができるように支援します。

2 社会の制度・慣行等の見直し

我が国社会にとっての最重要課題とされている男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を認識し、行動していくことが最も重要です。

男女共同参画社会づくりに関して、市においても様々な啓発を進めてきましたが、社会には「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識や、社会的性別(ジェンダー^{※4})に基づく様々な社会慣行が根強く残っています。社会のあらゆる場面において、男女共同参画の視点から制度や慣行を見直すことができるよう、女性・勤労婦人センター(以下、「女性センター」という。)を

※3 性的マイノリティ:性同一性障害(生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で自己認識として一致しないこと)、同性愛、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確なこと)の人々などのことです。

※4 ジェンダー:人間には生まれつきの生物学的性別がありますが、一方で社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」と言います。

中心に、市民への啓発をはじめとして、地域や事業所等、多様な主体と連携・協力した啓発を進めます。

また、現代は多くの情報が氾濫している時代でもあり、メディアにおいて固定的な性別役割分担意識を助長したり人権を侵害するような表現などもみられることから、個人が情報を主体的に読み解き、適正に判断し活用する能力を身につけられるよう支援を行います。

子どもの成長過程における意識形成に大きな役割を果たす教育の現場においては、子どもが自分の個性に応じて自分らしい生き方ができるよう、男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。

また、家庭や地域においては、男女がその一員としての責任を持ち、家庭生活や地域活動を共に担うことができるよう、また、次代を担う子どもに性別による固定的な役割分担意識を持たせることのないように、啓発などを推進します。

3 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大

男性と女性それぞれに与える影響を考慮した政策や方針を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な構成員として政策や方針の決定の場に参画することが重要です。

そのため、現状では指導的立場や政策決定の場への参画が低率に留まっている女性を、審議会等において積極的に登用していきます。さらに、政策決定過程への女性職員の参画を確保するとともに、職場としての市役所が積極的改善措置(ポジティブ・アクション^{※5})の取組を民間のモデルとして示していくために、女性職員の管理職への登用等を推進します。そして、このような女性の参画を支援するために、リーダーシップの養成等に取り組みます。

さらに、地域において、女性が方針の企画・決定に参画するために、女性のエンパワーメント^{※6}を促進します。特に、防災・防犯の取組を進めるにあたっては、子育てや女性へ配慮した防災の取組が行えるよう女性の参画を推進します。こういった取組により、多様な発想を活かしたまちづくりを展開します。

4 ワーク・ライフ・バランスの確立

男女が共に自らの意思によって、生き方や働き方を柔軟に選択し、仕事と家庭・地域での活動の調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、また、男女が共に働きやすい環境をつくる必要があります。

女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳で最も低下するM字型カーブを描いており、結婚・出産などにより退職する女性が多いことがうかがえます。また、市民意識調査の結果においても、女性は家庭、男性は仕事を優先している状況となっています。

子育て・介護や地域活動に参画しながらでも継続して就労し、男女ともに自らの個性と能力を

※5 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)：自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

※6 女性のエンパワーメント：女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくことや、内に持つ力を発揮しうる環境を整えること。

十分に発揮できるような働き方について、市民及び事業者への啓発を進めるのに加えて、積極的に取り組む事業者の支援を行います。

また、男性中心型の働き方(長時間労働など)の見直しのための取組や、育児、介護などがあるため就業を継続しやすいよう仕事と家庭の両立支援を行うとともに、子育て等でいったん退職した女性が就労・起業といったチャレンジをするための能力開発、職業紹介等の支援を推進します。

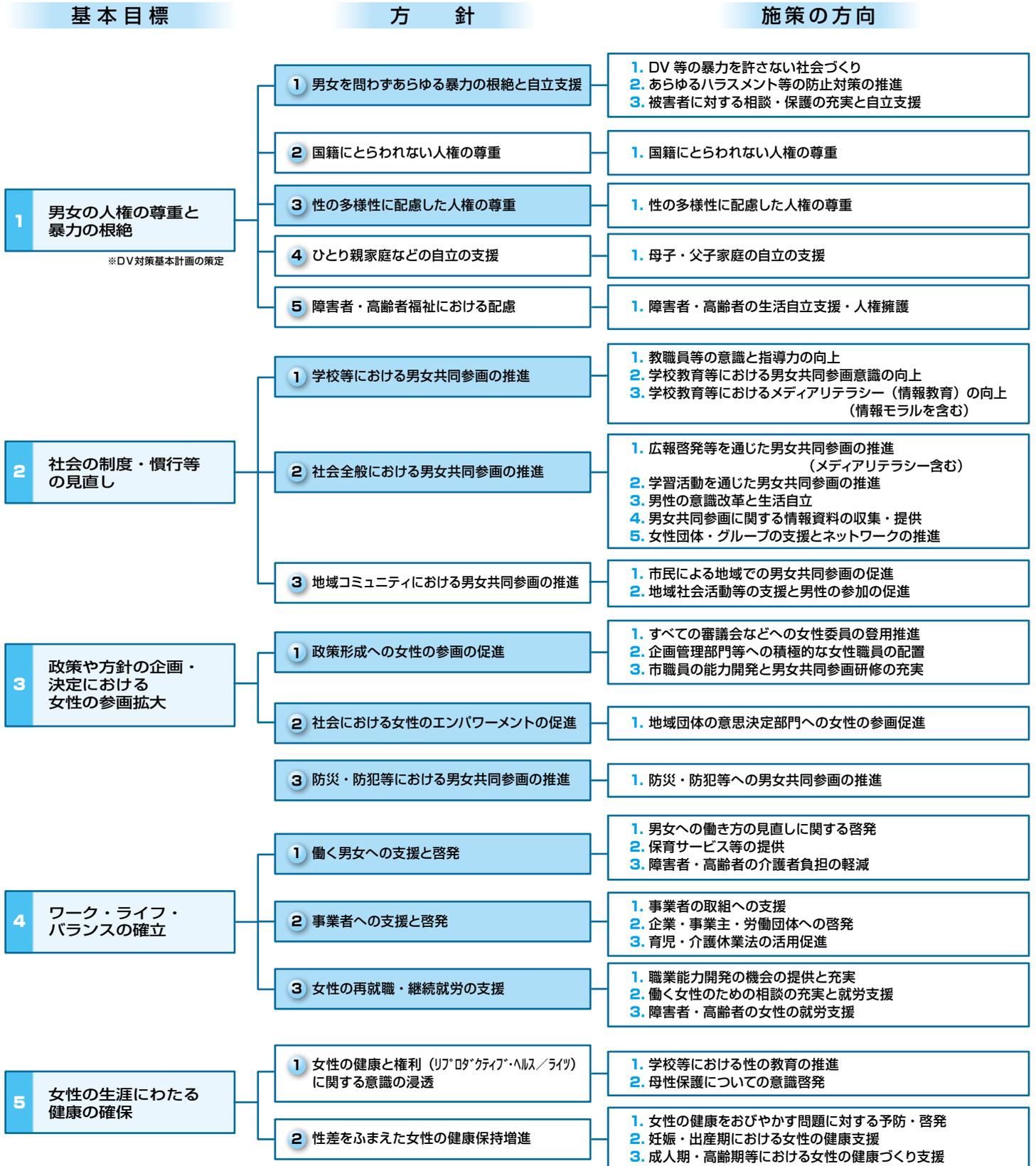
5 女性の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。そのため、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※7})の視点に立って、女性の生涯にわたる健康の保持増進に取り組みます。近年、望まない妊娠や低年齢層の性感染症などの問題が増えています。これらによって生涯にわたる健康障害をもたらしてしまうことのないよう、特に若年層に対する教育や啓発を推進します。

※7 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。



3 施策体系



※本計画は女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」であり、当該推進計画としての必要な事項を基本目標3「政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大」、基本目標4「ワーク・ライフ・バランスの確立」において盛り込みます。

※網掛け：重点的に進捗状況を点検する分野（P31参照）



Ⅲ 施策の展開

1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

(1) 男女を問わずあらゆる暴力の根絶と自立支援

配偶者等からの暴力は被害が潜在化しやすく、社会の理解も不十分でしたが、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されて以降、問題が徐々に顕在化し、相談件数が増加する傾向にあります。被害者は相手との関係を断ち切ることができず、被害がエスカレートすることが多く、適切かつ十分に支援する必要があります。本市においては「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」に基づき、啓発、被害者の発見から保護、自立及び被害回復までの切れ目のない支援にDVセンターをはじめとする関係各課・関係機関が連携して総合的に取組を進めます。

市民意識調査結果では女性の4人に1人が、男性の6人に1人がDV被害経験があると回答していますが、DVについて学習経験がある人は、被害経験がないという回答が多く、性別による固定的な役割分担意識に同意する人は、加害経験をもつ割合が高いという傾向が見られます。男女を問わずDV、あらゆるハラスメント、性暴力、売買春、ストーカー行為の防止のための啓発に取り組み、暴力を許さない社会づくりを進めます。

事業の整理区分について

新規：第3次計画において新たな事業として追加するもの。本計画期間において新たに取組む事業。

拡充：本計画期間において新たな事業内容に取り組む事業。

<施策の方向> ①DV等の暴力を許さない社会づくり

NO	事業名	事業内容	所管課
1111 [1213]	人権啓発事業	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。	ダイバーシティ推進課
1112 [1214]	人権教育・啓発推進事業	人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。	ダイバーシティ推進課
1113	配偶者等からの暴力等の女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発	女性に対するあらゆる暴力根絶のために講座を実施するとともに、被害者の回復プログラム等について分かりやすく情報提供を行う。	ダイバーシティ推進課
1114	拡充 DV・デートDV啓発講座の実施	教育委員会等と連携して、市内中学校・高校、地域団体・関係団体等に対して講座の実施や情報提供を行い、DV・デートDVについての啓発を行う。	ダイバーシティ推進課
1115	デートDV防止に向けた啓発	・県教委リーフレット『わたしもあなたも大切に～知ってほしい「デートDV」～』等を活用し、デートDV防止に向けた啓発を図る。 ・デートDVについて、教職員一人ひとりが自他の人権感覚を磨き、よりよい環境づくりに努め、相談できる機関の情報提供を行う。	学校教育課
1116	関係諸機関による連携会議の開催	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。	ダイバーシティ推進課

NO	事業名	事業内容	所管課
1117	尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に努める。	生活支援相談課
1118	申出処理制度の運営	男女共同参画社会づくりに関する施策や人権侵害行為などの申出について、申出処理委員の調査の結果を踏まえて、市が適切に対応する申出処理制度を運営する。	ダイバーシティ推進課

<施策の方向> ②あらゆるハラスメント等の防止対策の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
1121	事業所・地域におけるハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント ^{※8} をはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。また、就労セミナーの場においても法律知識等の普及、啓発資料の提供を行いハラスメント防止のための啓発を図る。	ダイバーシティ推進課
1122	市役所におけるハラスメント防止対策	ハラスメント防止策やハラスメント発生時の相談体制について、職員必携に掲載するとともに、職員研修やコンプライアンス推進週間において周知徹底、啓発を行い、未然防止を図る。	人事課
1123	教職員におけるハラスメント防止対策	学校・園におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント ^{※9} 等あらゆるハラスメントに関する防止のための指針等の活用を通して、未然防止策や相談窓口、処理方法等について周知を図るとともに、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことによってハラスメントのない快適な職場環境づくりに努める。	職員課
1124	女性センターにおける相談の実施	あらゆるハラスメントに対して女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する。	ダイバーシティ推進課

<施策の方向> ③被害者に対する相談・保護の充実と自立支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1131	DVセンターによる相談の実施	DVセンターによるDV等に係る相談・支援事業を実施する。	所管課非公開
1132	女性センターにおける相談の実施	DVに関する様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する。	ダイバーシティ推進課
1133 [1411]	母子父子自立支援員等による就労等の支援	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。	こども家庭支援課
1134	市営住宅への優先入居の実施(DV被害者世帯等)	3戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の2割を優先枠として、優先世帯のみで抽選を行う。(抽選に漏れた場合、一般抽選枠で再度抽選)	住宅管理担当

※8 セクシャル・ハラスメント：性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

※9 パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。

(2) 国籍にとらわれない人権の尊重

尼崎市市内には10,961人(平成28年3月)の外国籍の市民が暮らしていますが、この方々に対しても、生活上必要な情報や男女共同参画関連情報が提供できるように努めます。

<施策の方向> ① 国籍にとらわれない人権の尊重

NO	事業名	事業内容	所管課
1211	外国籍市民に対する情報提供のための支援	日本語のわからない外国籍市民が市役所に来庁した際、外国語のできる職員を応援派遣し、外国籍市民との意思疎通の円滑化を支援する。	シティプロモーション課
1212	外国語での広報等の推進	エフエムあまがさきや市報等の広報において、外国語で提供するなど外国籍市民が理解しやすい情報発信を行う。(エフエムあまがさきは6か国語放送)	発信・報道担当 ダイバーシティ推進課
1213 [1111]	人権啓発事業(再掲)	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、女性の人権をはじめ、多様化する人権問題について正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。	ダイバーシティ推進課
1214 [1112]	人権教育・啓発推進事業(再掲)	人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、多様化する人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。	ダイバーシティ推進課
1215	多文化共生推進事業	外国人市民の生活にかかわる実態調査を行い外国人市民向けに情報提供ができる「あまがさきスタートガイド」を5か国語で作成し、公共施設に設置・配布するとともに、市のホームページで公開する。	ダイバーシティ推進課

(3) 性の多様性に配慮した人権の尊重

性の多様性を認識し性的マイノリティに関する理解を深めることは男女共同参画と人権尊重の観点からも重要です。人権侵害等が生じないよう啓発活動を行うなど、社会における理解促進に努めます。

<施策の方向> ① 性の多様性に配慮した人権の尊重

NO	事業名	事業内容	所管課
1311	性の多様性について理解を深めるための啓発	性の多様性について理解を深めるため、講座や情報提供等により啓発を進める。	ダイバーシティ推進課 中央公民館 市民活動推進課 (地区会館)
1312	性別表記の見直し	性的マイノリティの人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。	情報活用・公開担当

(4)ひとり親家庭などの自立の支援

ひとり親家庭、特に母子家庭では経済的な問題を抱える家庭も多く、就職活動や住宅の確保などで困難に直面することもあります。そのため、職業能力向上の機会の提供や、市営住宅への優先入居などの自立促進に取り組みます。

また、父子家庭においても、子どもの養育等と仕事を両立させることが困難な家庭もあり、生活面での支援に努めます。

<施策の方向> ①母子・父子家庭の自立の支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1411 [1133]	母子父子自立支援員等による就労等の支援(再掲)	母子家庭または父子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図るとともに、弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母または父子家庭の父の就労等の支援を行う。	こども家庭支援課
1412	母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、自立支援のための施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業)	こども家庭支援課
1413	市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)	2戸以上募集を行う住宅について、募集戸数の3割を優先枠として、優先世帯のみで抽選を行う。(抽選に漏れた場合、一般抽選枠で再度抽選)	住宅管理担当
1414	ひとり親家庭への保育サービスの提供	ひとり親家庭に対しては、保育施設入所調整における利用調整指数を加点し、保育の必要性がより高い家庭として利用調整を行う。 保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育サービスの充実(0歳児保育など)を図り、待機児童の解消に努める。また、病気やその回復期の児童を一時的に、保護・看護するため、病児・病後児保育事業を実施する。	こども入所支援担当 保育課 こども家庭支援課
1415 [4325]	生活困窮者自立相談支援事業(しごとくらしサポートセンター尼崎)	自立相談支援窓口を設置し、経済的な問題、健康上の課題、社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしに困っている方、その家族などからの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、関係機関との連携のもと、必要な支援を行う。	生活困窮者自立支援担当
1416	寡婦(夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、同じひとり親家庭であるにもかかわらず、保育所保育料等の算定等において、負担額の格差が生じる場合があり、婚姻歴の有無により寡婦(夫)控除が受けられないひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用して子育てに関連するサービス等の利用料等の算出を行い、負担の公平化を図る。	政策課

(5) 障害者・高齢者福祉における配慮

高齢者、障害者が直面する問題について、特に女性は困難な状況に置かれることがあることや、高齢単身男性は地域社会との結びつきが弱いことなどが指摘されています。その背景には高齢期に達するまでの働き方や家庭における役割など男女の置かれた状況や意識の違いが影響すると考えられます。

そういったことに留意しつつ、男女それぞれがもつ課題をふまえ、障害者や高齢者が、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、虐待の防止や相談対応、高齢者への消費者被害に対する相談や啓発などの環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

<施策の方向> ①障害者・高齢者の生活自立支援・人権擁護

NO	事業名	事業内容	所管課
1511	高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業	高齢者等に対する虐待の防止・相談・対応、孤立、生活困窮といった相談に対し支援を行う。12か所の地域包括支援センターの虐待対応の均一化を図るため、作成した「高齢者虐待防止マニュアル」(平成27年9月改定)を活用し、高齢者虐待に対応していく。	包括支援担当
1512	新規 高齢者の消費者被害の相談・啓発	高齢者の消費者被害に対する相談や啓発を行う。	生活安全課
1513	新規 障害者虐待防止対策事業	障害者虐待に係る通報受付や相談・指導、啓発活動等を実施する。	障害福祉課
1514	新規 障害者(児)相談支援事業	障害者(児)の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。	障害福祉課 疾病対策課

2 社会の制度・慣行等の見直し

(1) 学校等における男女共同参画の推進

学校教育においては男女共同参画の視点に立った教育が進められてきていますが、子どもの意識形成に対して学校教育が与える影響は大きいため、今後も学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。進路指導においても、子どもたちが社会的性別(ジェンダー)にとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。教職員等が男女共同参画の理念を理解したうえで日常の教育活動を行っていくため、教職員等に対する研修も推進します。

また、インターネットの普及等、情報化が進み多くの情報が氾濫する中で、性の商品化や暴力表現といった女性の人権侵害、男女の役割を固定化するような表現などがみられます。そのため、そのような情報を個人が主体的に読み解くとともに、メディアを使って自分の考えを表現していく能力(メディアリテラシー)を身につける啓発を進めます。

<施策の方向> ①教職員等の意識と指導力の向上

NO	事業名	事業内容	所管課
2111	教職員等に対する学習機会、意識啓発の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員(幼・小・中・養・高)や指導員等(児童ホーム・こどもクラブ)に対する研修等の学習機会、意識啓発の充実を図る。(管理職研修、人権教育研修講座、個別学習の推進等)	教職員の学び支援課 学校教育課 児童課
2112	保育士研修の実施	保育士に対し専門性向上のひとつとして人権・男女共同参画に関連する研修を実施する。	保育指導担当

<施策の方向> ②学校教育等における男女共同参画意識の向上

NO	事業名	事業内容	所管課
2121	男女共同参画の視点に立った教育の推進	・全教育活動の中で、男女の固定的な役割分担を前提とせず、人権の尊重・男女の協力・相互理解等の指導の充実に努めるとともに、男女が性別にかかわらず、互いにその個性を尊重しつつ、等しく責任を分かち合い、それぞれの能力を十分に発揮することができるような教育を推進する。 ・男女混合名簿完全実施を維持する。	学校教育課
2122	女子生徒の理工系分野への進学支援を含む進路指導の充実	理工系分野に興味がある女子生徒の進路選択を支援するため、国等が行う女性の科学技術系進路への興味、理解の向上に向けた取組情報を積極的に生徒に提供するなど、性別にとらわれず主体的に進路選択ができるよう進路指導の充実を図る。	学校教育課
2123	地域や家庭に対する啓発活動の充実	市の教育啓発誌や学校などからの配布物などを利用して啓発活動を推進する。	学校教育課
2124	保育所等における保護者への啓発	保護者が子どもに対して性別による固定的な役割分担意識で接することのないような啓発、男性の育児参加についての啓発を行う。	保育指導担当 学校教育課
2125	新規 人権啓発活動事業	男女共同参画意識の高揚・定着が図られるよう、児童・生徒・幼児の保護者等に対し、人権啓発資料による啓発活動や人権啓発講座等を実施する。	社会教育課
2126	新規 人権啓発リーダー育成事業	児童・生徒・幼児の保護者等の男女共同参画を含めた人権学習の推進を図るため、市民グループリーダーの育成及び指導者等を派遣する。	社会教育課

＜施策の方向＞ ③学校教育等におけるメディアリテラシー（情報教育）の向上（情報モラルを含む）

NO	事業名	事業内容	所管課
2131	メディアリテラシー教育（情報教育）の推進	インターネットをはじめとする様々なメディア情報について、男女の役割の固定化や人権を侵害する表現がみられることなど、その特性と危険性を理解し、情報を適正に判断し活用する能力を身につけるメディアリテラシー教育（情報教育）を推進する。	学校教育課 教職員の学び支援課
2132	有害情報の規制	学校等においてインターネット上の有害情報の取扱いにかかる啓発・指導を行う。青少年に悪影響を及ぼす有害図書等の回収を実施する。カラオケ、レンタルビデオ店等の出店場所や青少年の集まりやすい場所の実態を把握するために「環境実態調査」を実施する。	教職員の学び支援課 青少年課

（2）社会全般における男女共同参画の推進

市民意識においては、性別による固定的な役割分担意識が依然として根強く、社会生活の中の多くの分野において、男女が平等でないと感じられています。男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。そのため、女性センターを中心として、男女共同参画に関する広報や啓発、情報提供を広く行うとともに、地域や事業所等、多様な主体との連携・協力による意識啓発にも取り組みます。

市が発信する広報や出版物においては「男女表現ガイドライン」を活用し固定的な性別役割分担意識にとらわれない適切な表現に努めていくとともに、事業者等に対してもガイドラインの情報を提供していきます。

子どもは、家庭の中で生活習慣などを身につけ、保護者の意識に影響を受けながら成長していきます。子どもがそれぞれの個性を発揮し、多様な生き方を選択できるよう、子育て家庭への啓発を進めます。

男性についても、男女共同参画意識を持つことができるよう、啓発を進めます。

女性団体・グループについては、ネットワークづくりを支援する取組を行います。

＜施策の方向＞ ①広報啓発等を通じた男女共同参画の推進（メディアリテラシー含む）

NO	事業名	事業内容	所管課
2211	市報、市政TV、FM放送による広報、啓発	市報あまがさきをはじめ、あらゆる広報媒体を活用し、男女共同参画に対する理解を深める啓発を行う。	発信・報道担当 ダイバーシティ推進課
2212	男女共同参画に関する情報の発信	情報誌「フェミナル」を作成・配布するとともに、ホームページ等で、女性センター事業や男女共同参画に関する施策、法令等・制度の情報をあらゆる年代にわかりやすく提供し周知を行う。また、情報発信の媒体の活用方法についても工夫していく。	ダイバーシティ推進課

NO	事業名	事業内容	所管課
2213	表現ガイドラインの活用とメディアリテラシーの普及	男女共同参画の視点から適切な男女表現が行われるよう「男女表現ガイドライン」の活用を職員以外にも広く促進するとともに、性の商品化や性別役割分担意識を助長する表現などに対して、主体的に読み解く能力を身につけられるよう啓発を行う。	ダイバーシティ推進課
2214	広報媒体における人権に配慮した男女表現の推進	市が発信する広報や出版物において、「尼崎市男女表現ガイドライン」を活用するなど人権に配慮した男女表現を推進する。	発信・報道担当

<施策の方向> ②学習活動を通じた男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
2221	男女共同参画セミナーの実施	男女の固定的な役割分担意識を改め、男女共同参画社会づくりに資するセミナーを実施する。	ダイバーシティ推進課 (地域総合センター) 中央公民館 市民活動推進課 (地区会館)
2222	男女共同参画の視点を持った保育サポーター制度の推進	女性センターが実施する事業に子育て中の女性の参加を促進するため、男女共同参画の視点を持った保育サポーターによる託児を実施する。	ダイバーシティ推進課
2223	講座時の一時保育の実施	必要のある講座についてボランティアによる保育の実施に努める。	中央公民館 関係各課
2224	子育て家庭に対する啓発	男女共同参画の視点に立った家庭生活が送れるよう、子育て家庭に対する講座を実施する。	ダイバーシティ推進課 (地域総合センター) 中央公民館 市民活動推進課 (地区会館) こども家庭支援課 健康増進課

<施策の方向> ③男性の意識変革と生活自立

NO	事業名	事業内容	所管課
2231	男性セミナーの実施	固定的役割分担にとらわれない男性の生き方を考え、男女共同参画意識を普及するための講座を開催する。	ダイバーシティ推進課 (地域総合センター) 中央公民館 市民活動推進課 (地区会館) こども家庭支援課 健康増進課

<施策の方向> ④男女共同参画に関する情報資料の収集・提供

NO	事業名	事業内容	所管課
2241	男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供	市民の男女共同参画への理解を深めるため、女性センターの情報資料室において諸外国の男女共同参画に関する情報も含めた啓発資料等を収集し、提供する。	ダイバーシティ推進課
2242	図書館での情報提供	図書館及び公民館図書室等の配本所において、男女の人権の尊重など男女共同参画に関する図書を提供する。	中央図書館

<施策の方向> ⑤女性団体・グループの支援とネットワークの推進

NO	事業名	事業内容	所管課
2251	男女共同参画を推進する団体・グループの支援と連携の推進	男女共同参画の推進と女性の自立、社会参加等を支援するため、多くの市民が参加できるフォーラムを開催し、団体・自主グループの育成と相互の連携を図る。また、これまでの「女性フェスティバル」のような取組に加え、女性同士の交流の場を提供し、ネットワークづくりを支援する取組を行う。	ダイバーシティ推進課
2252	地域の女性団体への支援	社会教育関係団体である地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	社会教育課

(3) 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

市民のボランティア意識が高まる中で、男女共同参画に関して意識の高い市民が、地域において自発的に男女共同参画について情報提供していくことで、市民の男女共同参画への理解が深まることが期待されます。市民と行政が連携・協力しながら啓発活動を推進します。

また、地域活動においては、とりわけ働き盛りの男性は地域社会との結びつきが弱く、活動の場では女性が中心となる傾向がみられます。男性が活動にも参加し、まちづくりを男女共に担うことができるよう、取組を行います。

<施策の方向> ①市民による地域での男女共同参画の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
2311	男女共同参画推進員(地域)の活動の促進	身近な地域・職場など様々な場で、男女共同参画に関する講座や相談窓口等の情報提供を行う推進員を支援する。	ダイバーシティ推進課

<施策の方向> ②地域社会活動等の支援と男性の参加の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
2321	ボランティア活動への男性の参加の促進	シニア世代も含めたボランティアの男性参加を促進するため、男性も受講しやすいボランティア養成講座など内容を工夫していく。	福祉課
2322	地域活動への男性の参加の促進	男性の地域活動への参加の好事例の紹介など、男性の地域活動への参加を促すような情報発信を地域団体と連携を取りながら検討していく。	市民活動推進課

3 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大

(1) 政策形成への女性の参画の促進

審議会などへの女性の登用について、2次計画の目標値であった40%を目指して取組を進めた結果、平成18年度に27.9%であった登用率は、平成28年度には37.3%に上昇し、また、防災会議に女性部会を設け、尼崎市地域防災計画に男女共同参画の視点を盛り込むなど一定の成果を上げてきたところです。今後も引き続き目標達成に向けた取組を継続します。個別の審議会において、女性の割合が低率にとどまっている場合は、その要因の改善について働きかけます。

さらに、市の女性職員の企画管理部門への配置や管理職への登用を推進し、また、女性職員に対する能力開発の研修に引き続き取り組みます。

<施策の方向> ①すべての審議会などへの女性委員の登用推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3111	審議会等委員への女性の登用の推進	審議会等(附属機関)への女性委員の登用を推進するため、「女性委員の登用率40%以上」を達成できるよう、委員の選出規定の見直しや選出区分、選出方法の見直し等について、審議会等の所管課に対する働きかけを行う。	人事課 ダイバーシティ推進課

<施策の方向> ②企画管理部門等への積極的な女性職員の配置

NO	事業名	事業内容	所管課
3121	性別にとらわれない職域の拡大	庶務・経理等の職務だけでなく、企画、対外的な折衝等多様な職務に登用できるように女性職員の職域の拡大を図る。	人事課
3122	女性職員の管理職への登用の推進	女性職員の能力が発揮できる環境づくりに努め、女性職員の管理職の比率を高めていく。	人事課
3123	女性教員の管理職への登用の推進	学校運営における、性別にとらわれない職務分担を推進する。	職員課
3124	「尼崎市特定事業主行動計画」の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づき、女性の活躍推進に向けた女性職員の採用、キャリア形成支援、継続勤務、登用への取組、長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革、家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備などを目的とした計画を推進する。	給与課

<施策の方向> ③市職員の能力開発と男女共同参画研修の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
3131	女性職員の能力開発	女性職員の管理職登用拡大に向け、女性リーダーを育成・支援するための各種研修への女性職員の派遣を実施する。また、女性職員の能力開発・キャリアアップ推進に向け、職員の意識啓発を図る研修を実施するとともに、必要な支援を行う。	人材育成担当
3132	職員研修の実施	男女共同参画推進の一環として、ワーク・ライフ・バランス及びDV被害者への対応等に係る研修の充実を図る。	人材育成担当

(2) 社会における女性のエンパワーメントの促進

地域活動においては、男性が団体の長になるなど方針決定の場は男性が中心となる傾向が見られます。地域活動やまちづくりの方針の企画・決定において女性が参画していくためには、女性のエンパワーメントを促進することが必要です。

地域社会において意思決定に女性が参画できるよう、市として啓発を行います。

<施策の方向> ①地域団体の意思決定部門への女性の参画促進

NO	事業名	事業内容	所管課
3211	出前講座の実施	市民の希望に応じて、市民が集まる場に職員が出向き、男女共同参画についての講座を実施する。	ダイバーシティ推進課
3212	地域団体に対する協力依頼	地域団体において、女性の役員登用などの理解を求めつつ、加入率の低下、役員のなり手がいないこと等地域団体の課題への対応について検討していく。	市民活動推進課 関係各課

(3) 防災・防犯等における男女共同参画の推進

災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されにくいことなどが指摘されてきています。防災・防犯の取組を進めるにあたっては、関係団体と協力し、男女共同参画の視点からの防災・減災の取組を推進します。

<施策の方向> ①防災・防犯等における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3311	防火組織の育成	事業所や地域における防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るなかで、男女共同参画の視点をもって自主防災組織等の育成に努める。	予防課
3312	消防団活動への女性の参画	防火・防災において男女共同参画の視点で取組を行えるよう、消防団活動への女性の参画を促進する。	消防局企画管理課
3313	防災・災害復興における男女共同参画	防災対策への女性の参画や、男女共同参画の視点を持った防災施策を推進する。	災害対策課
3314	新規 女性センターにおける男女共同参画の視点からの防災・減災の啓発	女性センターにおいて、男女共同参画の視点からの防災・減災の啓発講座等を実施する。	ダイバーシティ推進課

4 ワーク・ライフ・バランスの確立

(1) 働く男女への支援と啓発

家事・子育て・介護は、固定的な役割分担意識などから、主に女性が担ってきました。そうした中で、共働き家庭においても女性が多くの家事を担っていたり、家庭で子育てや介護を行う女性が一人で抱え込む負担感を持っているなどの状況がみられます。また、男性の働き方に関しては、いまだ子育て世代を中心として長時間労働の実態があり、男女問わず育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働くためには男性中心型の働き方の見直しや環境整備が必要です。働き方を見直して、家庭生活や地域生活への参画が可能となるよう、啓発を進めます。

安心して子どもを産み育てることのできる、あるいは家族の介護を続けられる環境の整備に向けて、多様な子育てニーズに対応する保育サービスや介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業など、子育てや介護の支援を充実させます。

<施策の方向> ①男女への働き方の見直しに関する啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4111	新規 男女への働き方の見直しに関する啓発	働き方を見直し、仕事と生活を充実させながら働くために、時間管理やキャリアデザイン等のセミナーや啓発講座を行う。	ダイバーシティ推進課

<施策の方向> ②保育サービス等の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4121	多様な保育サービスの提供	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育サービスの充実(0歳児保育など)を図り、待機児童の解消に努める。また、病気やその回復期の児童を一時的に、保護・看護するため、病児・病後児保育事業を実施する。	保育課 こども家庭支援課
4122	ファミリーサポートセンター運営事業	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを設置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。	こども家庭支援課
4123	地域での子育て支援	子育てに関する悩みや不安を軽減し、安心して子育てができる環境を創出するため、公立保育所の園庭開放やつどいの広場など、親子が気軽に集まり仲間づくり及び情報交換ができる交流の場を身近な地域に設置する。また、保護者の育児への負担感を軽減するため、つどいの広場等で一時預かり事業を実施する。	保育指導担当 こども家庭支援課
4124	すこやかプラザにおける子育て支援事業の実施	在宅で子育てをしている保護者とその子どもが気軽に交流できる拠点として子育てひろば(パル)を運営するとともに、子育て支援に関する講座やイベントの実施、一時預かりやランチルームの提供などにより子育てを支援する。	こども家庭支援課
4125	放課後児童健全育成事業(児童ホーム)・児童育成環境整備事業(こどもクラブ)の実施	小学生の健全育成のため、留守家庭児童については、「児童ホーム」において、放課後、安全で快適な環境の中で、遊びや生活指導などを行う。また、「児童ホーム」を運営する民間事業者に対する補助を行う。さらに、全児童対象の「こどもクラブ」において、安全で安心な遊び場の提供と異年齢児童の交流の場を提供する。	児童課

<施策の方向> ③障害者・高齢者の介護者負担の軽減

NO	事業名	事業内容	所管課
4131	障害者総合支援法に基づく介護者の負担軽減	介護者の負担軽減を図るため、短期入所(ショートステイ)など障害者総合支援法による支援を行う。	障害福祉課
4132	介護保険制度の普及	介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。	介護保険事業担当
4133	介護保険施設の整備	介護保険施設の整備充実を図る。	高齢介護課

(2)事業者への支援と啓発

昭和60年の男女雇用機会均等法の施行以来、雇用をめぐる男女の不均等の是正が図られてきました。また、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法による制度の整備等により、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組が進みつつあります。

事業者に対して法の趣旨を周知するとともに、雇用の場における事実上の格差を解消するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)、あらゆるハラスメント、労働時間の短縮やフレックスタイム制などの多様な働き方についても事業所に対する啓発を進め、積極的な取組を行っている事業者を認定し、公共調達において優遇するなどの支援を行います。さらに、取組への新たなインセンティブについても検討を行います。

<施策の方向> ①事業者の取組への支援

NO	事業名	事業内容	所管課
4211	男女共同参画事業者認定制度の充実	男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む市内の事業者を認定し、公共調達における優遇措置などの支援を行う。また、事業者の男女共同参画に関する取組が促進されるよう支援するとともに、事業者を積極的に周知し他事業者への波及効果を狙う。	ダイバーシティ推進課
4212	労働環境実態調査の実施	労働政策上の課題に適宜、適切に対応し、より効果的な事業を構築していく基礎資料とするため、市内事業所を対象に、管理職に占める女性割合などの労働環境の実態を把握する「労働環境実態調査」を行う。	しごと支援課

<施策の方向> ②企業・事業主・労働団体への啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4221	国・県のパンフレットの活用等、機会をとらえての啓発	ワーク・ライフ・バランスの確立に向けて、企業人権・同和教育合同研究会や尼崎市技能職団体連絡協議会、尼崎労働者福祉協議会の会報等に国・県のパンフレットを封入するとともに、必要に応じて、理事会や研修会等において講演を実施する。	しごと支援課
4222	事業者に対する啓発の実施	各種セミナーを実施するなど、事業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発を実施する。	ダイバーシティ推進課 しごと支援課
4223	市内企業における従業員の健康保持・増進と、経営に関する取組促進	企業における生産性向上や従業員の創造性向上、企業イメージ向上等を目的とした従業員の健康保持・増進への取組を促進するための方策を検討する。	経済活性化対策課

<施策の方向> ③育児・介護休業法の活用促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4231	国・県のパンフレットによる育児・介護休業法の活用促進	国・県のパンフレットなどにより、育児・介護休業法の活用促進を行う。	しごと支援課

(3)女性の再就職・継続就労の支援

女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳で最も低下するM字型カーブを描いており、結婚・出産などにより退職する女性が多いことがうかがえます。いったん退職した女性が再就職を希望する場合には、雇用条件が厳しく、また、女性の職業能力の形成が不十分な面もあります。

そのため、いったん退職した女性が幅広い職種・業務に進出するために必要な知識や能力を主体的に身につけていくための機会を提供するとともに、職業紹介にも取り組みます。また、女性が継続して就労できるよう、支援を行います。

パート・アルバイトや派遣労働等の非正規雇用者や家族従業者には女性が多く就業しています。パートタイム労働等の処遇・労働条件に関する、相談や情報提供などの支援にも努めます。

<施策の方向> ①職業能力開発の機会の提供と充実

NO	事業名	事業内容	所管課
4311	各種資格取得・スキルアップ講座の実施	女性の就労や就労継続に必要な知識、技能を習得し、資格取得やスキルアップのための学習機会を提供する。	ダイバーシティ推進課
4312	再就職支援セミナー	労働条件を有利にするために必要な知識や技能に加え、労働法、税、社会保険等を学び、職業能力と意欲の向上を図るための講座を実施する。	ダイバーシティ推進課
4313	新規 若年女性就労希望者への就労支援セミナー	若年女性就労希望者の就労を支援するためのセミナーを実施する。	しごと支援課
4314	新規 創業に向けた支援	これから創業をめざす方や創業後間もない方を対象に以下の支援を行う。 ・尼崎創業支援オフィス「アピース」における、専門家によるナビゲートや、交流・ネットワークづくり等 ・創業に必要な知識を習得し、事業構想をビジネスモデル化する起業家育成講座等の開催	経済活性対策課

<施策の方向> ②働く女性のための相談の充実と就労支援

NO	事業名	事業内容	所管課
4321	雇用・就労相談の実施	雇用・就労に関する一元的な相談窓口を設置し、雇用・就労の支援を行う。	しごと支援課
4322	無料職業紹介の実施、労働関係情報の収集・提供	雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を集約し、提供するとともに、「尼崎市無料職業紹介窓口」において、求職者一人ひとりに合わせた就職先の紹介や求人開拓を行い、きめ細やかな就労マッチングを実施する。	しごと支援課
4323	女性センターにおける相談の実施	働く女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談事業を実施する。	ダイバーシティ推進課
4324	女性チャレンジひろば	働きたい・働き続けたい女性を総合的に支援するため、情報提供やキャリア相談、職業体験の場となるチャレンジひろばを実施する。	ダイバーシティ推進課
4325 [1415]	新規 生活困窮者自立相談支援事業(しごとくらしサポートセンター尼崎)(再掲)	自立相談支援窓口を設置し、経済的な問題、健康上の課題、社会的な孤立など様々な課題を抱え、仕事探しや暮らしに困っている方、その家族などからの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて継続的な支援が必要な方については、関係機関との連携のもと、必要な支援を行う。	生活困窮者自立支援担当

<施策の方向> ③障害者・高齢者の女性の就労支援

NO	事業名	事業内容	所管課
4331	高齢者の雇用	(公社)尼崎市シルバー人材センターを支援することで、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るとともに、人権や労働福祉に関する市内企業に向けた各種研修会の中で高年齢者雇用安定法の周知資料(チラシ)等の配布を行う。	しごと支援課
4332	新規 障害者の就労支援	障害者の就労と安定した就労継続を促進するため、障害者総合支援法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法に基づき、就労に係る相談や企業等への啓発を行う。	障害福祉課 しごと支援課

5 女性の生涯にわたる健康の確保

(1) 女性の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透

生涯を通じた女性の健康を支援するうえで重要である、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った啓発を推進します。望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における性の教育を推進します。母性保護についても市民に対する啓発を推進します。

<施策の方向> ①学校等における性の教育の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
5111	性の教育の推進	学習指導要領に基づき、外部人材の活用を含めて発達段階に応じた生命と人権を大切にする性の教育の推進を図る。	学校教育課
5112	思春期の性に関する心身の悩みの相談	保健室等で個別指導や教育相談を行うなど、性の不安や悩みに対する相談や性への健全な態度を培うように努める。	学校教育課
5113	学校と連携した性の教育の実施	保健所・保健センター・各地域保健担当での随時相談を受けるほか、学校と連携して生徒や保護者を対象に性の教育を実施する。また、思春期の中学生等を対象に、「赤ちゃんふれあい体験学習」を行い、命の尊さを学ぶ機会をつくる。	健康増進課 保健センター 疾病対策課

<施策の方向> ②母性保護についての意識啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5121	ママやパパのためのマタニティーセミナー(両親学級)の実施	母性の保護及び新生児の保育を主目的とした「ママやパパのためのマタニティーセミナー(両親学級)」を開催する。	健康増進課 保健センター

(2) 性差をふまえた女性の健康保持増進

女性が妊娠・出産期において、安心して子どもを産み育てられるよう、健康支援を推進します。また、喫煙、アルコール、薬物、HIV/エイズ、性感染症など、女性の健康をおびやかす問題について啓発に取り組みます。また、成人期・高齢期等における女性の健康づくりに関しても検診等に取り組みます。

<施策の方向> ①女性の健康をおびやかす問題に対する予防・啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5211	喫煙・アルコール・薬物・HIV/エイズ・性感染症に関する啓発	地域・職域を対象とした健康講座、エイズ予防啓発キャンペーン、覚醒剤乱用防止キャンペーン等を通じ、喫煙・アルコール・薬物・HIV/エイズ・性感染症に対する予防啓発を図る。	保健企画課 健康増進課 疾病対策課 保健センター

<施策の方向> ②妊娠・出産期における女性の健康支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5221	各種教室(思春期・エイズ・禁煙・成人健康)・保健師の健康相談	思春期の健康、エイズ、喫煙等に対する正しい知識を普及、啓発し女性の健康づくりを図る。また、学校と連携して防煙教室を実施する。	疾病対策課 健康増進課 保健センター
5222	妊娠・出産期における健康支援	母子健康手帳交付時に全妊婦を対象に妊婦健康相談を実施、ハイリスク妊婦の早期発見、支援し、また妊婦健診の結果報告を活用し、妊娠中の健康管理と将来の疾病等の予防に努める。	健康増進課 保健センター

<施策の方向> ③成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5231	更年期健康支援	更年期の健康づくり支援のための更年期教室、骨粗鬆症予防教室の取組を検討する。	健康増進課 保健センター
5232	子宮頸がん検診・乳がん検診の実施	子宮頸がんや乳がんを早期に発見し、早期治療につなげるために子宮頸がん検診を実施する。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。	健康増進課 保健センター
5233	女性の健康についての啓発	生涯を通じた女性のこころとからだの健康を支援するため、多様な年代を対象とする講座を行う。	ダイバーシティ推進課



Ⅳ 計 画 の 推 進



1 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を本部長とする男女共同参画推進本部において、市内の様々な分野の施策が男女共同参画社会づくりに配慮して実施されるように、連携・調整を図ります。

男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターについては、引き続き指定管理者制度の活用により、啓発・就業支援、情報の収集・提供、女性のための相談、団体及びグループの育成、交流、支援などに取り組みます。

また、市職員が男女共同参画意識を持って、施策の推進や広報活動等を行っていくため、職員研修の充実を図ります。



2 進捗状況の点検

計画の進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度調査し、男女共同参画審議会において点検するとともに、結果を公表します。

点検にあたっては、基本目標達成に向けて重要度の高い分野(※)を重点的に行うものとします。なお、他の部門別計画の進行管理に委ねられる分野については、男女共同参画の視点で点検を行います。

また、施策の効果を確認し、改善していくために、アンケート調査などにより市民意識や市内事業所の実態把握に努めます。

※ P13 施策体系参照



3 数値目標

5つの基本目標ごとに、主な事業に「何をどれくらいするのか」、「何がどのようになったか」等の数値目標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。

(次ページ参照)

	基本 目標	項 目	目標値(33年度)	直近実績	所管課
	1	DV・デートDV啓発のための講師派遣回数	年10回以上	9回 (27年度)	ダイバーシティ推進課
	1	デートDVの防止に向けた啓発を年1回以上取り組んだ市立中・高等学校の割合	100%	中19/19 高2/5 (27年度)	学校教育課
	1	外国語のできる職員応援派遣制度登録者数	20人	16人 (27年度)	シニアモーション事業担当
新	1	性の多様性についての啓発講座実施数	年2講座以上	—	ダイバーシティ推進課 ほか
	2	教職員が学習、研修を年1回以上実施した校数の割合	100%	75% (27年度)	学校教育課
新	2	メディアリテラシー(情報教育)に関する教職員研修の実施回数	年2回	—	教職員の学び支援課
	2	男性自身の意識変革のための男性セミナー実施数	増加	10講座 (27年度)	ダイバーシティ推進課 ほか
新	2	女性のネットワークづくりを支援するための交流事業数	年2回以上	—	ダイバーシティ推進課
	3	審議会等(附属機関)の女性の委員割合	40%以上	37.3% (28年4月1日)	人事課
	3	①市の課長級以上の女性の管理職割合 ②市の課長補佐・係長級に占める女性割合 [市長事務局]	①15%以上 ②32%以上 (31年度)*1	①8.9% ②30.5% (28年度)	人事課
	3	男性の育児休業取得人数 [市長事務局]	8人以上*1	1人 (25年度)	給与課
	3	単位福祉協会会長に占める女性割合*2	上昇	17.7% (28年度)	市民活動推進課
新	4	働き方の見直しに関する啓発講座実施数	年1講座以上	—	ダイバーシティ推進課
	4	男女共同参画認定事業者数	31団体 (31年度)*3	25団体 (27年度)	ダイバーシティ推進課
新	4	無料職業紹介窓口求職登録者のうち若年(39歳以下)の女性の就業件数	30件 (31年度)*3	23件 (27年度)	しごと支援課
	5	保健所等と連携した性の教育を実施した校数の割合	増加	小学校 16/41校 中学校 18/19校 (27年度)	学校教育課
	5	①子宮頸がん検診 ②乳がん検診の受診率	①②ともに 増加*4	① 9.0% ②11.5% (27年度)	健康増進課 (保健センター)

※1 「尼崎市特定事業主行動計画」に掲げる目標値

※2 市が団体に働きかける際に、市として努力した結果を表す指標であり、団体の自発的行動を制約するものではない。

※3 「尼崎版総合戦略」に掲げる目標値

※4 市が実施する検診の受診率(「尼崎市地域保健医療計画」目標値は29年度50%)

市民意識調査からみる指標

各事業を実施し、計画を推進した結果、市民意識がどのように変化したかを平成32年度に実施する意識調査で把握し、次計画の取組に反映します。

	項目	目標値	実績(28年度)
	「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉の認知度(問14⑧)	95%以上	87.2%
	DVに関する相談機関を1機関以上知っている割合*1(問19)	95%以上	81.7%
	「男は仕事、女は家事、育児」という固定的な役割分担意識を持っていない人の割合(問2)	60%以上	53.8%
新	「職場」において男女平等と感じる割合(問1⑥)	30%	12.0%
新	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度(問14⑬)	60%	45.4%

※1 知っているDV相談機関を選択する設問において、「どれも知らない」及び無回答を除いた割合

市内労働環境実態調査からみる指標

毎年度実施する「労働環境実態調査」の結果により市内事業所の実態を把握し、次計画の取組に反映します。

労働環境実態調査の概要

調査対象

尼崎市内の従業者30人以上のすべての民営事業所
(総務省「経済センサス」の名簿情報を使用)

調査項目

事業者概要(業種、従業員数等)、従業員の労働条件(環境)、
人材の確保・育成、女性従業員の活用等

	項目	目標値	実績
新	市内事業所の管理職に占める女性割合	H29調査実績の 1.3倍*1	—

※1 平成29年度調査実績をもとに、1.3倍を平成32年度の目標値とする。



V 参 考 资 料

1 第2次尼崎市男女共同参画計画の数値目標の達成状況

「第2次尼崎市男女共同参画計画」では、主な施策について数値目標を定め、取組を進めてきました。それぞれの目標の達成状況は、以下の通りで概ね目標を達成しています。

	項目	数値目標	27年度実績	26年度実績	25年度実績	24年度実績
基本目標1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	配偶者等からの暴力等、女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発講座実施数	市民、職員、関係者対象(それぞれ年1講座以上)	市民／1講座 職員／1講座 関係者／1講座	市民／2講座 職員／1講座 関係者／2講座	市民／3講座 職員／0講座 関係者／1講座	市民／2講座 職員／1講座 関係者／3講座
	DV・デートDV啓発のための講師派遣回数	年2回以上	9回	10回	3回	3回
	デートDVの防止に向けた啓発を1回以上取り組んだ市立中・高等学校の割合	100%	中 19/19 高 2/5	中 17/19 高 2/5	中 6/19 高 1/5	中 5/19 高 1/5
	メディアリテラシーの普及のための講座実施数	年1講座以上	0回	1回	0回	0回
基本目標2 社会の制度・慣行等の見直し	外国語のできる職員応援派遣制度登録者数	20人	16人	7人	10人	11人
	教職員研修の実施回数	年1回	3回	3回	3回	3回
	教職員が学習、研修を年1回以上実施した校数の割合	100%	75.0%	17.8%	14.5%	14.7%
	男女共生教育を推進するための授業を全クラスで年間に実施した校数の割合	100%	100%	100%	100%	100%
	女性センターのホームページのアクセス回数*1	増加	約7,900アクセス／月	約7,100アクセス／月	約18,000アクセス／月	約16,500アクセス／月
	女性センターの多様な情報サービスの提供	増加	6種類	6種類	6種類	6種類
	男性自身の意識変革のための男性セミナー実施数	年1講座以上	11講座	10講座	2講座	2講座
	女性センター情報資料室の貸出冊数及び入室者数	いずれも増加	3,021冊／6,690人	2,820冊／5,427人	2,546冊／4,756人	2,468冊／4,080人
女性センターに登録している男女共同参画を推進する団体数	増加	11団体	11団体	10団体	9団体	
基本目標3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大	審議会等の女性の委員割合	40%以上	38.8% (H27.4.1)	36.7% (H26.4.1)	39.3% (H25.4.1)	36.0% (H24.4.1)
	市の課長級以上の女性の管理職割合	10%以上	6.9% (H27.4.1)	6.6% (H26.4.1)	6.1% (H25.4.1)	5.3% (H24.4.1)
	【参考】市の課長補佐・係長級の女性の管理職割合		26.2% (H27.4.1)	24.6% (H26.4.1)	24.3% (H25.4.1)	22.3% (H24.4.1)
	妻の妊娠から産後休暇までの期間で、年次有給休暇を含め、10日以上休暇を取得する当該男性職員割合	70%以上	※2	85.3%	54.2%	62.5%
	男性の育児休業取得職員数(市長部局)	8人以上 (H27~H32)	1人	0人	1人	
	地域団体の長に占める女性割合(74連協 618単協)	30%以上	17.2%	17.0%	18.9%	18.7%
基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立	家事・子育て・介護に関する男性対象講座実施数	年1講座以上	12講座	11講座	4講座	2講座
	男女共同参画推進事業者表彰団体数(H25から男女共同参画認定事業者数)	10団体 (24~28年度)	25団体	13団体	13団体	0団体
基本目標5 女性の生涯にわたる健康の確保	保健所等と連携した性教育を実施した校数の割合	増加	小 16校 中 18校	小 10校 中 17校	中 7校	中 8校
	①子宮がん検診 ②乳がん検診の受診率*3	①②ともに増加	①9.0%(3,482人) ②11.5%(4,395人)	①10.8%(6,349人) ②12.4%(5,439人)	①10.1%(5,470人) ②12.1%(5,250人)	①10.7%(5,670人) ②12.1%(5,231人)

※1 平成24、25年度実績はウィルス等アタッキングを含む件数。26、27年度はウィルス等アタッキングを除いた件数

※2 平成27年度特定事業主行動計画を改定し(H27~32)、数値目標を「男性の育児休業取得職員数」に変更した

※3 尼崎市が実施する検診の受診率で、ドックや職場で受診した人は含まれない。70歳以上も含めて算出した

「第2次尼崎市男女共同参画計画」を推進した結果、市民意識がどのように変化したかを把握するため、主な設問について目標値を定めました。平成28年及び平成23年に実施した意識調査の結果は以下の通りです。

項 目	目標値	28年度実績	23年度実績
「DV」という言葉の認知度	95%以上	87.2%	83.2%
DVに関する相談機関を1機関以上知っている割合※1	95%以上	81.8% (どれも知らない:9.1% 無回答:9.1%)	83.0% (どれも知らない:8.8% 無回答:8.2%)
「学校(教育の場)」を男女平等と感じる割合※2	増加	66.6%	71.6% (内 訳) 平 等 32.2% やや平等 39.4%
「男は仕事、女は家事、育児」という固定的な役割分担意識を持っていない人の割合	60%以上	53.8%	47.6%
希望「仕事、家庭生活、地域、個人の生活をともに優先したい」と現実「仕事、家庭生活、地域、個人の生活をともに優先している」の差	減少	※3	12.4ポイント (内 訳) したい 15.9% している 3.5%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度※4	増加	10.1%	23.4%

※1 知っているDV相談機関を選択する設問において、「どれも知らない」及び無回答を除いた割合

※2 28年度調査と23年度調査では回答方法が異なるため、28年度実績には「平等である」と答えた割合、23年度実績には「平等である」、「やや平等である」と答えた割合の合計を記載している

※3 23年度調査とは回答方法が異なるため、算定不可

※4 28年度調査では日本語表記(性と生殖に関する女性の健康・権利)を除き、質問した

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等(第7条・第8条)

第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等(第9条—第21条)

第4章 申出等の処理(第22条・第23条)

第5章 尼崎市男女共同参画審議会(第24条)

第6章 雑則(第25条)

付則

私たちの生活の隅々に人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切に、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。

更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりにおける基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会づくりを阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (7) 地域社会を構成する市民一人一人が、互いの人権を尊重の上、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画促進施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの(以下「男女共同参画影響施策」という。)の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処しなければならない。

3 市は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、男女共同参画社会づくりに主体的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画促進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第12条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に当たり、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画社会づくりに関する教育の推進)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、学校教育及び社会教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女共同参画社会づくりに関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を行う市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が共に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援等)

第18条 市は、事業者に対し、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、商工業その他の分野における個人で営まれる事業において、家族のうち当該事業に従事している者に対し、その役割が適正に評価され、経営の方針及び手法の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査について協力を求めることができる。

4 市長は、第1項に規定する取組を積極的に行う事業者を表彰することができる。

(市における男女共同参画の機会の確保)

第19条 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

2 市は、附属機関その他これに準じるものの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡に努めるものとする。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第20条 市は、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力の防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(推進員等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、男女共同参画促進施策の円滑な実施を図るため、推進員等を置くことができる。

第4章 申出等の処理

(申出等の処理)

第22条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画促進施策若しくは男女共同参画影響施策について改善等を申し出、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為について相談することができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)があったときは、必要に応じ、尼崎市男女共同参画申出処理委員(以下「申出処理委員」という。)の意見を聴いた上で、速やかに当該申出等を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(申出処理委員)

第23条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査させるため、申出処理委員を置く。

2 申出処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 申出処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 補欠の申出処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 尼崎市男女共同参画審議会

(尼崎市男女共同参画審議会)

第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑 則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 第9条、第10条及び第5章の規定 平成18年4月1日
- (2) 第4章の規定 規則で定める日
(平成18年規則第70号で、平成18年7月1日から施行)

付 則(平成18年6月30日条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59号。以下「条例」という。)第24条第7項の規定に基づき、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第2条第3項、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

4 尼崎市男女共同参画審議会委員名簿

	部会員	氏 名	勤務先・役職等
会 長 部会長	○	立 木 茂 雄	同志社大学社会学部教授
副会長	○	武 本 夕香子	弁護士(兵庫県弁護士会)
委 員		荒 木 伸 子	尼崎市連合婦人会副会長
//	○	有 園 博 子	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
//		今 岡 政 彦	尼崎商工会議所 総務部副部長
//	○	金 坂 尚 人	公募市民
//		島 田 佐知子	公募市民
//		須 田 和	市議会議員
//		長 崎 寛 親	市議会議員
//	○	西 村 智	関西学院大学経済学部教授
//	○	濱 田 格 子	尼崎市女性団体協議会会長
//		森 井 邦 夫	尼崎労働者福祉協議会事務局次長

平成 28 年 8 月 1 日現在

5 尼崎市男女共同参画審議会開催経緯等

	開催日	議題
第 1 回	平成28年7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任について ・諮問 ・素案作成のための部会設置について ・第3次計画の方向性について ・「市民意識調査」(速報)について ・ワークショップの実施について
第 1 回部会	平成28年8月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査結果について(報告) ・ワークショップの結果について(報告) ・第3次計画施策体系案について
第 2 回部会	平成28年9月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画掲載事業・数値目標について
第 3 回部会	平成28年10月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画掲載事業・数値目標について
第 4 回部会	平成28年10月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画掲載事業・数値目標について
第 2 回	平成28年10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画中間答申案について
第 3 回	平成28年11月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画中間答申案について
中間答申	平成28年11月25日(金)	—
第 4 回	平成29年2月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見公募手続結果について ・第3次計画答申案について
答 申	平成29年2月9日(木)	—

市民意見公募手続(パブリックコメント)

募集期間 平成29年1月5日(木)～1月25日(水)
市民意見数 75件(6人)

6 尼崎市と国内外の男女共同参画に関する動き

年代	世界	国内	尼崎市
昭和49年 (1974年)			○尼崎市勤労婦人センター開館
昭和50年 (1975年)	○国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催133か国参加 「世界行動計画」「メキシコ宣言」を採択 ○国連総会で1976年～1985年を「国連婦人の10年」に決める	○内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置	
昭和51年 (1976年)	○「国際婦人の10年」スタート	○民法改正(離婚復氏制限の廃止)	
昭和52年 (1977年)		○婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」及び「国内行動計画前期重点目標」を策定	
昭和54年 (1979年)	○国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		
昭和55年 (1980年)	○国際婦人の10年、中間年会議をコペンハーゲンで開催 「国際婦人の10年後半期行動プログラム」を採択	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に賛同し署名 ○民法改正(配偶者の相続分引上げ)	
昭和56年 (1981年)	○ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)採択	○婦人問題企画推進本部が婦人に関する施策の「国内行動計画後期重点目標」を発表	
昭和58年 (1983年)			○産業労働局婦人生活部勤労婦人課を設置
昭和60年 (1985年)	○国際婦人の10年、最終年世界会議をナイロビで開催 「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略」を採択	○国籍法改正(父系血統主義から父母両系主義へ) ○文部省検討会議において家庭科の男女履修の機会均等を表明 ○女子差別撤廃条約に日本批准	○女性の意識と行動についてのアンケート調査実施
昭和61年 (1986年)		○男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ○婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議(婦人問題企画推進会議の後身)設置 ○史上初の女性党首誕生	○パートタイマー女性の現状と意識についてのアンケート調査を実施 ○尼崎市女性問題行政推進連絡会議を設置
昭和62年 (1987年)	○女子差別撤廃委員会に日本が初の委員に	○婦人問題企画推進本部が「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 ～男女共同参加型社会の形成～	○尼崎市女性問題懇話会を設置
昭和63年 (1988年)		○労働基準法改正(労働時間の短縮)	○尼崎市女性問題懇話会より中間提言を受ける
平成元年 (1989年)		○「雇用保険法」を改正 ○パート減税法の成立 ○新学習指導要領公示(家庭科の中学・高校男女必修)	○尼崎市女性問題懇話会より最終提言を受ける
平成2年 (1990年)	○「国際識字年」 ○国際婦人の地位委員会においてナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論を採択		○女性問題解決のための市民意識調査を実施 ○女性情報誌「フェミナル」を創刊
平成3年 (1990年)		○「育児休業法」成立 ○「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」第一次改定(「共同参加」→「共同参画」)	
平成4年 (1992年)		○「育児休業法」施行 ○初の婦人問題担当大臣設置	○尼崎市女性行動計画策定委員会を設置 ○「尼崎市女性団体協議会」設立 ○民間企業における女性の雇用に関する実態調査を実施
平成5年 (1993年)	○国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女必修完全実施 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布	○尼崎市女性行動計画策定 ○尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会設置
平成6年 (1994年)	○「国際家族年」	○高等学校での家庭科の男女必修実施 ○総理府に男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	○産業労働局婦人生活部勤労婦人課から産業労働局女性生活部女性生活課に改称
平成7年 (1995年)	○「第4回世界女性会議」を北京で開催「北京宣言」「行動綱領」を採択	○ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ○「育児・介護休業法」施行	
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「第7回女性問題全国都市会議」開催
平成9年 (1997年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)			○「日本女性会議'98 あまがさき」開催

年 代	世 界	国 内	尼 崎 市
平成11年 (1999年)		○「改正男女雇用機会均等法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行	○男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施 ○産業労働局女性生活部女性生活課から市民局女性生活部女性生活課に改称 ○尼崎市女性行動計画の一部改定に向けた策定委員会設置
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議:21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催	○介護保険制度導入 ○「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ○「ストーカー規制法」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○尼崎市男女共同参画プラン策定 ○尼崎市男女共同参画推進本部設置
平成13年 (2001年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○第1回「男女共同参画週間」	○尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会設置
平成14年 (2002年)		○「改正育児・介護休業法」施行	○市民局女性生活部女性生活課から市民局生活文化部男女共同参画課に改称 ○「男女表現ガイドライン」策定 ○「DV対策」策定 ○尼崎市DV防止ネットワーク会議設置
平成15年 (2003年)		○「次世代育成支援対策推進法」施行	○「ネットモニターアンケート」実施 ○「男女共同参画社会づくりワークショップ」実施
平成16年 (2004年)		○「改正DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」施行	○「(仮称)尼崎市男女共同参画社会づくり条例」検討委員会設置 ○指定管理者制度導入、尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理運営を指定管理者が代行
平成17年 (2005年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)を開催	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「改正育児・介護休業法」施行(育児・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設等)	○「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」制定
平成18年 (2006年)	○東アジア男女共同参画担当大臣会合を開催(東京)		○尼崎市男女共同参画審議会を設置 ○尼崎市男女共同参画申出処理制度を開始 ○「尼崎市男女共同参画計画」策定
平成19年 (2007年)		○「改正男女雇用機会均等法」施行(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止等) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○市民局生活文化部男女共同参画課から環境市民局市民部女性・消費生活課に改称 ○男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施
平成20年 (2008年)		○「改正DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」施行(保護命令制度の拡充、基本計画策定の市町村への努力義務化等)	
平成21年 (2009年)	○女子差別撤廃委員会の最終見解公表		
平成22年 (2010年)	○国連「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会)を開催	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 ○「改正育児・介護休業法」施行(短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化、看護休暇制度の拡充、男性の育児休業取得促進策の導入等) ○「第3次男女共同参画基本計画」策定	
平成23年 (2011年)	○「UN Women」正式発足		○男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施 ○「第2次尼崎市男女共同参画計画」策定 ○「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定
平成24年 (2012年)		○「育児・介護休業法」改正の全面施行 ○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	○環境市民局市民部女性・消費生活課から市民協働局協働・男女参画課に改称
平成25年 (2013年)		○「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる。	○尼崎市配偶者暴力相談支援センター設置
平成26年 (2014年)	○国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正施行 ○「男女雇用機会均等法」改正施行 ○すべての女性が輝く社会づくり本部設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定	○「男女表現ガイドライン」改訂
平成27年 (2015年)		○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定	
平成28年 (2016年)			○誰もが生きやすいまちをめざした市民意識調査を実施 ○「第3次尼崎市男女共同参画計画」策定
平成29年 (2017年)			○市民協働局協働・男女参画課から市民協働局ダイバーシティ推進課に改称

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画

計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係

各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)